

主 文

被告人を禁錮2年6月に処する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和7年5月21日午後3時49分頃、普通乗用自動車を運転し、愛知県一宮市a町b字c d番地e付近道路をa町b字f方面からg字h方面に向かい進行するに当たり、前方左右を注視し、ハンドル・ブレーキを的確に操作して進路を適正に保持しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を十分注視せず、ハンドル・ブレーキを的確に操作しないまま漫然時速約30キロメートルで進行した過失により、自車を道路右側の路側帯に進行させ、折から同路側帯内を自車と同一方向へ向かい歩行していたA（当時31歳）に気付かず、同人の後方から同人に自車右前部を衝突させるなどして同人を路上に転倒させ、よって、同人に、急性硬膜下血腫及び同人が懐胎中の胎児（出生後の氏名 B）に胎児機能不全を生じさせる循環不全等の傷害を負わせ、同月23日午前6時26分頃、同市（住所省略）社会医療法人C病院において、前記Aを前記急性硬膜下血腫に基づく脳ヘルニアにより死亡させたものである。

(量刑の理由)

本件事故現場は、直線道路であり、周囲は明るく見通しも良く、被告人の視界を遮るものは何もなかった。他方、被害者は、被告人車両から見て前方の道路右端の路側帯を被告人車両と同一の方向に歩いていた。したがって、被告人が被害者との衝突を避けるためにとるべき運転操作は、被告人車両をそのまま直進させるという極めて容易なものであった。

しかるに、被告人は、約80mもの距離を約9秒間にもわたり被告人車両を右方向に斜行させ、被害者の背後から衝突したものである。しかも、ドライブレコーダー映像によれば、被告人は、斜行を始めた後、ブレーキ操作やハンドルを戻そうとした様子は全くみられない。そうすると、被告人は、被告人車両の斜行にも被害者

の存在にも全く気が付いていなかったというほかなく、前方左右の注視や、ハンドル・ブレーキの的確な操作を怠った過失の程度は非常に重大である。被害者は、後方から斜行して接近してきた被告人車両を避けられるはずもなく、被害者に過失は一切ない。

被害者は、本件事故により、急性硬膜下血腫や同人が懐胎中の胎児に胎児機能不全を生じさせる循環不全等の重傷を負って死亡しており、取り返しのつかない重大な結果が生じている。何ら落ち度のない被害者は、若くして突然命を奪われた。被害者が夫婦で誕生を心待ちにしていた我が子を抱くこともできずにこの世を去る無念は計り知れない。また、被害者の懐胎し本件事故前まで順調に生育していた胎児（出生後の氏名はB）は、本件事故により被害者が負った傷害により、胎児機能不全となり低酸素脳症の仮死状態で生まれ、出生後から意識がない上、自発呼吸も不可能な状態であり、現在も回復困難な病態が続き、24時間介護が必要な状況にある。弁護人は、被告人が被害者が妊婦とまでは認識することが困難であり、個別的事情は評価するべきでないと主張するが、被告人が予見することは可能であったといえるから、採用できない。当然ながら、被害者遺族の処罰感情は峻烈である。

以上検討したとおり、本件の過失はもとよりそれにより生じた結果の重大性を踏まえると、被告人の刑事責任は重いものであり、本件は実刑に処すべき事案である。

その上で、被告人が公訴事実を認め、反省の態度を示していること、今後、任意保険により遺族らに一定の被害弁償がなされることが見込まれること、被告人に前科がないことなどの酌むべき事情も考慮し、被告人を主文に掲げたとおりの刑に処することとした。

（検察官の求刑 禁錮3年、被害者参加弁護士の求刑 禁錮7年）

令和8年6月18日

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判長裁判官 鳥 居 俊 一

裁判官 板 東 恵 里

裁判官 山 本 奈 央